

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱

制定 平成 27 年 4 月 1 日付滋地資第 67 号

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付滋地資第 62 号

滋賀県農政水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）および日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で市町および多面交付金実施要綱別紙 4 に定める推進組織（以下「推進組織」という。）に世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、多面交付金実施要綱、推進交付金実施要綱および滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象経費および交付率等)

第 2 条 前条に規定する交付金の交付対象経費および交付率は、別表に定めるとおりとする。

2 別表の事業の欄に掲げる 1 の事業に係る交付単価は、滋賀県多面的機能支払の実施に関する基本方針（平成 26 年 8 月 12 日付け 26 近整第 311 号－1 近畿農政局長同意通知。）に定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第 3 条 別表の事業の欄に掲げる 1 と 2 の事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

第 4 条 交付金の交付を受けようとする市町長および推進組織の長は、次の各号のとおり規則第 3 条に規定する交付金交付申請書（別記様式第 1 号）を、知事に提出しなければならない。

- (1) 添付書類 規則第 3 条第 1 項に規定する事業計画および収支予算
(別記様式第 2－1 号または別記様式第 2－2 号)
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 提出期限 知事が別に定める日まで

2 市町長および推進組織の長は、前項の申請書の提出に当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に

係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第5条 市町長および推進組織の長は、規則第7条第1項に定める申請の取下げをする場合は、交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(変更の承認)

第6条 市町長および推進組織の長は、交付金に係る事業の内容につき別表に定める重要な変更をし、または交付金に係る事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、事業計画の変更承認申請書(別記様式第3号)を第4条の交付申請の手續に準じて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の着手)

第7条 別表の事業の欄に掲げる2の事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。ただし、当該事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町長および推進組織の長は、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届(別記様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 前項ただし書により交付決定前に着手する場合においては、市町長および推進組織の長は、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実にってから、着手するものとする。また、この場合においても、市町長および推進組織の長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(状況報告)

第8条 市町長および推進組織の長は、規則第10条の規定による報告として交付金の交付のあった年度の12月31日現在において遂行状況報告書(別記様式第5号)を作成し、当該年度の1月31日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第8号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができる。

2 前項による報告のほか、知事は、交付金にかかる事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町長に対して当該交付金にかかる事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告書の添付書類等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式第6号)の添付書類、提出部数は第4条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、交付金に係る事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日または交付金の交付のあった年度の末日のいずれか早い日とする。

4 第4条第2項ただし書により交付申請をした市町長および推進組織の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合（消費税等仕入れ控除額が0円の場合を含む）には、その金額（第2項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税相当額報告書（別記様式第7号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付金の交付請求）

第10条 市町長および推進組織の長は、規則第15条の規定による概算払によって、交付金の交付を受けようとするときは、交付金概算払請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保存）

第11条 市町長および推進組織の長は、交付金に係る事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（標準処理期間）

第12条 知事は、規則第3条の規定による申請を受けた日から起算して60日以内に、規則第4条の規定による交付金の交付の決定を行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第13条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく申請の取下げ、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく交付決定前着手届、第8条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく実績報告および消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第10条の規定に基づく概算払請求の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の交付金から適用する。
- 2 平成27年度においては、推進組織が実施する事業についての定めを加えた実施要綱第3の2の(1)に規定する要綱基本方針が近畿農政局長の同意を得られるまでの間、本要綱に基づき推進組織が行う事業のうち、平成26年度の実施要綱に規定された地域協議会推進事業と重複する事

業については、地域協議会が行うことができるものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の交付金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の交付金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の交付金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の交付金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の交付金から適用する。

別表

事業	経費の内容	事業実施主体	交付率	重要な変更
1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援交付金				
(1) 農地維持支払交付金	多面交付金実施要綱別紙1により市町が事業実施主体に対し農地維持支払交付金を交付するのに要する経費	広域活動組織、活動組織	3/4以内	交付の対象となる経費の増額または20%を超える減額
(2) 資源向上支払交付金	多面交付金実施要綱別紙2により市町が事業実施主体に対し資源向上支払交付金を交付するのに要する経費	広域活動組織、活動組織	3/4以内	交付の対象となる経費の増額または20%を超える減額
2. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動推進交付金				
(1) 市町推進事業	推進交付金実施要綱の別紙1の第2の規定に基づいて市町が行う推進事業に要する経費	市町	定額	交付の対象となる経費の増額または20%を超える減額
(2) 推進組織推進事業	推進交付金実施要綱の別紙1の第3の規定に基づいて推進組織が行う推進事業に要する経費	推進組織	定額	交付の対象となる経費の増額または20%を超える減額

別記様式第1号（第4条関係）

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金
交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長
または
〔推進組織〕
住所
団体名
代表者名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先

年度において下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第3条の規定に基づき、交付金 円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

記

1. 事業計画および収支予算 別記様式第2-1号（別記様式第2-2号）のとおり

- （注）
1. 本様式の標題は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「支援」を、2の事業の場合は「推進」を用いること。
 2. 上記1の様式は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「別記様式第2-1号」を、2の事業の場合は「別記様式第2-2号」を用いること。
 3. 推進組織にあっては発行責任者および担当者の氏名を、自治体にあっては担当者の氏名を記載すること。

別記様式第2-1号（第4条関係）

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援交付金
事業計画および収支予算（事業実績および収支精算）

1. 事業の目的

2. 事業計画（事業実績）およびその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付額（円）		
			事業費	国費	県費
田				/	/
畑					
草地					
小計①					
不用額・遡及返還額②					
計①-②					

イ. 加算単価

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付額（円）		
			事業費	国費	県費
田				/	/
畑					
草地					
1 集落あたり加算上 限を適用する集落	(円/集落)	集落			
1 組織あたり加算上 限を適用する組織	(円/組織)	組織			
小計①					
不用額・遡及返還額②					
計①-②					

(注) 1 集落あたり加算上限と 1 組織あたり加算上限が重複する場合は、「1 組織あたり加算上限を適用する組織」の欄に記載すること

加算組織の対象組織数	
------------	--

(2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 標準型

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付額 (円)		
			事業費	国費	県費
田				/	/
畑					
草地					
小計①					
不用額・遡及返還額②					
計①－②					

(イ) 環境保全型

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付額 (円)		
			事業費	国費	県費
田				/	/
畑					
草地					
小計①					
不用額・遡及返還額②					
計①－②					

(ウ) 防災減災型

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付額 (円)		
			事業費	国費	県費
田				/	/
畑					
草地					
小計①					
不用額・遡及返還額②					
計①－②					

(エ) 生態系保全型

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付額 (円)		
			事業費	国費	県費
田				/	/
畑					
草地					
小計①					
不用額・遡及返還額②					
計①－②					

(オ) 小計

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付額 (円)		
			事業費	国費	県費
田				/	/
畑					
草地					
小計①					
不用額・遡及返還額②					
計①－②					

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付額 (円)		
			事業費	国費	県費
田				/	/
畑					
草地					
小計①					
不用額・遡及返還額②					
計①－②					

ウ. 活動組織の広域化・体制強化

区分	交付単価 (円/組 織)	対象組織数 (組織)	交付額 (円)			備考
			事業費	国費	県費	
3 集落以上または 50ha 以上 200ha 未満						
200ha 以上 1,000ha 未満または特定非営 利活動法人						
1,000ha 以上						

3. 経費の配分

(単位：円)

区分	交付金に係る事業に要する 経費 (交付金に係る事業に 要した経費)	負担区分		
		国費	県費	市町費
(1) 農地維持支払交付金				
(2) 資源向上支払交付金				
計		①	②	
うち交付分①+②				
変更額				

(注)「変更額」は、別記様式第3号に添付する際に記載すること。

4. 収支予算 (収支精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
(1) 農地維持支払交付金					
国費					
県費					
市町費					
(2) 資源向上支払交付金					
国費					
県費					
市町費					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
(1) 農地維持支払交付金					
(2) 資源向上支払交付金					
計					

(注) 実績報告の場合は、各項目を（ ）の内容に読み替えること。

別記様式第2-2号（第4条関係）

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動推進交付金
事業計画および収支予算（事業実績および収支精算）

1. 事業の目的

2. 事業計画（事業実績）およびその内容

区 分	内 容	備 考
(1) 市町推進事業		
(2) 推進組織推進事業		

3. 経費の配分

（単位：円）

区 分	交付金に係る事業に要する 経費（交付金に係る事業に 要した経費）	負担区分		
		国費	市町費	その他
(1) 市町推進事業		①		
(2) 推進組織推進事業				
うち交付分①				
変更額				

（注）「変更額」は、別記様式第3号に添付する際に記載すること。

4. 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国費					
市町費					
その他					
計					

(2) 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
(1) 市町推進事業					
(2) 推進組織推進事業					

（注）実績報告の場合は、各項目を（ ）の内容に読み替えること。

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金
変更承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長
または
〔推進組織〕
住所
団体名
代表者名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知があった 年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金について、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱第6条の規定に基づき、申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9条）第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

記

1. 変更理由書

2. 事業計画および収支予算 別記様式第2-1号（別記様式第2-2号）のとおり

- （注）
1. 本様式の標題等は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「支援」を、2の事業の場合は「推進」を用いること。
 2. 金額に変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除くこと。
 3. 上記2の様式は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「別記様式第2-1号」を、2の事業の場合は「別記様式第2-2号」を用いること。
 4. 上記2の様式は、変更部分を二段書とし、変更前を（ ）書きで上段に、今回の申請額を下段に記載すること。
 5. 推進組織にあっては発行責任者および担当者の氏名を、自治体にあっては担当者の氏名を記載すること。

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動推進交付金
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

市町長
または
[推進組織]
住所
団体名
代表者名

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記1～3の条件を了承の上、下記4の事業について交付決定前に着手したいので、提出します。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた交付金が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

4. 対象事業

区分	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
(1) 市町推進事業				
(2) 推進組織推進事業				

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長
または
[推進組織]
住所
団体名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知があった 年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金について、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付金に係る事業の遂行状況を報告します。

記

平成 年 月 日現在

区分	計画 A	出来高 B	進捗率 B/A	備考
	円	円	%	

- （注） 1. 本様式の標題等は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「支援」を、2の事業の場合は「推進」を用いること。
2. 区分欄には、別表の事業の欄に掲げる事業について記載すること。

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金
実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長
または
[推進組織]
住所
団体名
代表者名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知があった 年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金について、下記のとおり実施したので、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第12条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 事業実績および収支精算 別記様式第2-1号（別記様式第2-2号）のとおり

- （注）
1. 本様式の標題等は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「支援」を、2の事業の場合は「推進」を用いること。
 2. 上記1の様式は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「別記様式第2-1号」を、2の事業の場合は「別記様式第2-2号」を用いること。
 3. 上記1の様式の「2. 事業実績およびその内容」および「3. 経費の配分」については、交付決定額を（ ）書きで上段に、精算額を下段に記載すること。
 4. 推進組織にあつては発行責任者および担当者の氏名を、自治体にあつては担当者の氏名を記載すること。

別記様式第7号（第9関係）

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金
消費税等仕入れ控除税額報告書

番 年 月 日 号
(宛先)
滋賀県知事

市町長
または
[推進組織]
住所
団体名
代表者名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知があった 年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金について、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 1. <u>〇年〇月〇日付け 第〇号による交付金の額の確定通知額</u> | 金 | 円 |
| 2. <u>実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額</u> | 金 | 円 |
| 3. <u>消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額</u> | 金 | 円 |
| 4. 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

- (注) 1. 本様式の標題等は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「支援」を、2の事業の場合は「推進」を用いること。
2. 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
3. 推進組織にあっては発行責任者および担当者の氏名を、自治体にあっては担当者の氏名を記載すること。

年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金
概算払請求書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

市町長
または
〔推進組織〕
住所
団体名
代表者名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知があった 年度世代をつなぐ農村まるごと保全向上活動支援（推進）交付金について、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱第10条の規定により概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 請求金額の内訳

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額		残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	月日までの予定出来高	金額	月日までの予定出来高		
	円	円	円	%	円	%		
計								

1. 本様式の標題は、別表の事業の欄に掲げる1の事業の場合は「支援」を、2の事業（注）の場合は「推進」を用いること。
2. 区分欄には、別表の事業の欄に掲げる事業について記載すること。
3. 推進組織にあっては発行責任者および担当者の氏名を、自治体にあっては担当者の氏名を記載すること。